

契 約 書 (案)

## 賃貸借契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）  
は、全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト（以下「端末機等」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 甲と乙の双方は、信義に従い誠実にこの契約に係る業務を実施するものとする。  
2 乙は甲に対し、この契約の条項に従って、端末機等の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

### （賃貸借物件の納入）

第2条 端末機等の賃貸借物件納入については、次のとおりとする。  
(1) 品名、数量については、別表1のとおりとする。  
(2) 端末機等の機能・性能については、別表2のとおりとする。  
(3) 設置・設定作業内容については、別紙要求仕様書のとおりとする。  
(4) 納入期限については、令和6年8月31日までとする。

### （納入完了検査等）

第3条 乙は、第2条における賃貸借物件の納入を完了したときは、速やかに、甲に報告しなければならない。  
2 甲は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格したときはその旨を乙に通知するものとする。  
3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了後に、前2項の規定を適用する。  
4 乙は、前2項の規定により検査に合格したときは、速やかな納入報告書を甲に提出するものとし、当該納入報告書の提出をもって賃貸借物件納入の完了とみなすものとする。

### （賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。

### （賃借料）

第5条 甲は、端末機等の賃貸借に対する賃借料として 円を乙に支払うものとする。内訳については、次のとおりとする。

令和6年9月～令和11年8月：月額 円 × 60ヶ月  
うち取引に係る消費税額 金 円

〔注〕「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので賃借料に10/110を乗じて得た額である。〕

(賃借料の請求及び支払)

第6条 乙は、月額料金及び消費税額について、使用月の翌月に書面による請求を行い、甲は、支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

2 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

( 契約が解除されるまでのその月の日数 / その月の日数 ) × 賃借料月額

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)により計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を県に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。

(権利義務等の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(端末機等の保証)

第 10 条 乙は、この契約期間中に端末機等の故障又は障害(以下「障害端末機等」という。)が発生した場合には、これの修理又は機器交換等を無償で保証するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由があるときは、この限りでない。

2 前項の故障等により端末機等が全く使用できない場合、又は甲においてソフトの再インストール等を行ってもなお復旧しない場合には、乙は甲からの障害報告をもって代替機の提供を本島内にあつては1日以内、本島外にあつては2日以内に行うものとする。

3 乙は甲に対し前項までの障害端末機等にかかる原因を速やかに報告するとともに、端末機等の安定的な稼働及び契約期間中の継続的な使用環境を確保するため、これと同種又は類似の障害の発生に対して、適正かつ迅速に復旧又は除去作業が行えるように、必要な技術情報の提供に努めなければならない。

4 障害端末機等の発生が、甲の通常業務の遂行に支障が生じるものとなった場合、この障害の復旧又は除去作業に関する緊急の支援を乙は甲に対して行うものとする。ただし、この支援に関する時期及び方法等は、甲乙双方の協議により決定されるものとする。

5 本条で生じることになる直接費用及びこれに付随する費用は、甲の責に帰すべき事由がない限り、乙の負担とする。ただし、前項で決定される事項は、この限りでない。

(保険)

第 11 条 乙は、自己の費用で納入機器に新価特約付動産保険を付保するものとする。

(善管義務)

第 12 条 甲は、端末機等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(バージョンアップ)

第 13 条 乙は、ソフト販売業者からバージョンアップの案内がある場合、遅滞なく甲へ通知するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、この契約に係る調達の手続に関して、苦情の申立てがなされた場合において、その処理結果が政府調達に関する協定の規定に違反していると認められたときは、契約を解除することができる。

2 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって乙に通知し、この契約を直ちに解除することができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第 16 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分につ

いての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、賃借料の支払いを免れるものとする。

(立入及び秘密保持)

第 17 条 乙は、端末機等の搬入又は交換・修理等のために端末機等の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙及び乙が業務を委託した保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させるものとする。
- 3 乙又は乙の指示に基づいて納入、サポート等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 4 前項の規定に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
  - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
  - (2) 既に保有しているもの。
  - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
  - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 5 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 本条の規定は本契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(秘密情報の取扱い)

第 18 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾なく、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。
- 3 前 2 項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
  - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
  - (2) 既に保有しているもの。
  - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
  - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 本条の規定はこの契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む））については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 20 条 乙は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守するものとする。

2 乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

3 甲は、乙に対して必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、本契約に基づき措置を実施しなければならない。

(履行遅滞)

第 21 条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し、沖縄県財務規則第 109 条第 1 項にの規定に基づく、履行遅滞に対する違約金の率により計算した額の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しないものとする。

2 前項の違約金は、契約代金支払いのときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その額を徴収する。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了せず、頭書の賃貸借を行うことができないと明らかに認められるとき。

(2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。

(5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。

(6) 前 5 号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲及び乙は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方に通知するものとする。

(ソフトウェアライセンスの帰属)

第 23 条 乙がこの契約の定めにより納入する物のうちアプリケーションソフトに関する使用許諾契約に基づく使用权は、甲に帰属させるものとする。

(端末機等の返還)

第 24 条 この契約の終了時において、乙が納入した物のうちマウス、テンキー及び機器メーカー等が提供したマニュアル等の附属品（消耗品に相当する物を含む。）については、甲の欠落を認めるものとする。

2 この契約の終了時又は契約の解除により端末機等を返還する場合には、これに要する費用は、甲の責めに帰する場合のほか乙が全てを負担するものとする。

(暴力団等の排除)

第 25 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 役員等が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。
- (6) 下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当会社と契約を締結したと認められるとき。

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 26 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(契約不適合責任)

第 27 条 甲は、賃貸借物件の納入を受けた後において、契約の内容に適合しない部分があるときは、不適合を知った時から 1 年以内に受注者に対して、その旨を通知し、不適合部分の追完を求めることができる。

2 前項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(帳簿等の整備及び保存)

第 28 条 乙は、本契約に係る業務に従事した者の勤務状況を明らかにした帳簿等を備え、かつ証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、本契約に係る業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 本契約に係る業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿

(2) 前号の者ごとにおいて実際に本契約に係る業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を本契約の満了する日の属する年度終了後5年間保存しておくなければならない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第29条 契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうち、改正後の税率により定めるものとする。

(管轄裁判所)

第30条 この契約に関し、訴訟等の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第31条 この契約に定めのある事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

#### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。